



熊本県公報

第 1 1 8 6 3 号
平成 21 年 12 月 1 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の区域変更	(〃) 1
○道路の供用開始	(〃) 2
公 告	
○保安林内立木伐採限度面積の公表	(森林保全課) 2
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課) 3
○人吉都市計画道路の変更	(都市計画課) 3
○人吉都市計画道路の変更	(〃) 4
○本渡都市計画道路の変更	(〃) 4
○本渡都市計画道路の変更	(〃) 5
○牛深都市計画道路の変更	(〃) 5
○牛深都市計画道路の変更	(〃) 5
○八代都市計画道路及び鏡都市計画道路の変更	(〃) 6
○八代都市計画道路及び鏡都市計画道路の変更	(〃) 6
○熊本都市計画緑地の変更	(〃) 6
登 載 依 頼	
○第 1 回熊本県景観・屋外広告物審議会の開催	(都市計画課) 7

告 示

熊本県告示第 1 0 6 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市小島上町 3 1 番 1 地先から 同市城山下代町 5 6 6 番 1 地先まで	前	19.8 ～ 20.4	513.2	やさ道 交 1 地 (歩道 整備)
			後	19.8 ～ 21.0		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大畑西線	球磨郡錦町大字西字井手ノ平		9.3		交安統

		2 2 5 7 番 1 地先から 同町大字西字川原田 1 5 5 1 番 1 0 地先まで	前	～ 26.4	620.0	合（歩 道設置）
			後	11.0 ～ 28.6	620.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 6 6 号	上天草市姫戸町姫浦 3 3 3 2 番 1 地先から 同所 3 4 2 1 番 2 地先まで	369.0	地域連 携国道 (新道 及び仮 設道路)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 1 2 月 1 日

公 告

熊本県公告第 6 2 3 号

森林法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 7 6 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 1 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 4 回分としての森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 4 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(森林法第 3 4 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度)

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林 計画区	菊池川水源かん養保安林	7 6 9 . 3 3
	菊池川土砂流出防備保安林	1 0 5 . 6 6
	菊池川保健保安林	3 0 . 2 2
	阿蘇地区水源かん養保安林	6 5 6 . 7 3
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	3 4 . 7 2
	阿蘇地区保健保安林	2 0 . 9 0
	小国地区水源かん養保安林	9 0 . 7 1
	小国地区土砂流出防備保安林	1 6 . 1 4
	大野川水源かん養保安林	6 0 . 9 8
	大野川土砂流出防備保安林	1 3 . 7 8
	熊本市干害防備保安林	1 . 9 8
	植木町干害防備保安林	5 . 4 7
	山鹿市干害防備保安林	2 . 0 1
白川・菊池川地域森林 計画区及び緑川地域森 林計画区	五ヶ瀬川水源かん養保安林	5 . 4 9
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7 . 4 8
	緑川土砂流出防備保安林	1 1 1 . 8 6
緑川地域森林計画区	緑川水源かん養保安林	7 3 9 . 0 9

	宇城地区水源かん養保安林 宇城地区土砂流出防備保安林	190.70 10.95
球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林 氷川五家荘地区土砂流出防備保安林 氷川五家荘地区保健保安林 城南地区水源かん養保安林 城南地区土砂流出防備保安林 球磨地区水源かん養保安林 球磨地区土砂流出防備保安林 球磨地区落石防止保安林 球磨地区防風保安林 球磨地区保健保安林	1,056.61 26.62 3.44 369.39 93.19 4,032.96 519.76 0.28 0.80 59.30
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林 天草地区土砂流出防備保安林 天草地区保健保安林	344.62 118.11 62.10

熊本県公告第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営花房北部地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類
変更後の県営花房北部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年12月2日から平成22年1月5日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第625号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、人吉市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 都市計画の種類
人吉都市計画道路 3・4・2号 中林蟹作線
人吉都市計画道路 3・5・4号 人吉駅蓑野線
人吉都市計画道路 3・5・13号 相良鬼木線
人吉都市計画道路 3・5・14号 下町宝来線
- 都市計画の変更に係る土地の区域
人吉市中林町字貞ヶ鶴、字広鶴、字下川、下林町字松ノ木、字下川、字買本、字七麦田、字佐づ川、下城本町字竹原町、下薩摩瀬町字竹原町、上薩摩瀬町字桜木、字園田、相良町、字一丁田、矢黒町字西ノ園、字下矢黒、字下前平、字上前平、字飛岩、宝来町、字下町、字年ノ神、下青井町字下青井町、上青井町字上青井町、中青井町字上青井田、字萩原、九日町、五日町、七日町、下新町字新町、上新町字新町、願成寺町字辻、字六坊、字高野、字杉園、字天神林、西間下町字一丁田、字蓬来ヶ迫、字一本杉、字鳶岩、字岩川内、字花切、西間上町字鶴巻、字山下、字今宮、字中村前、字園田、字小永野、蓑野町字中棚、東間上町字下津留、字前田、東間下町字小宇土、字米山、浪床町字鮎尾、七地町字下須馬場、字曲度、蟹作町字四ツ枝、字西中通、灰久保町、土手町の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県球磨地域振興局土木部技術管理課、人吉市建設部都市計画課

4 縦覧期間
平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、人吉市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。
平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

- 人吉都市計画道路 3・4・1号 下林柳瀬線
- 人吉都市計画道路 3・4・3号 薩摩瀬下城本線
- 人吉都市計画道路 3・4・5号 紺屋町南町線
- 人吉都市計画道路 3・5・7号 南泉田東間線
- 人吉都市計画道路 3・4・8号 南泉田鶴田線
- 人吉都市計画道路 3・5・10号 願成寺合原線
- 人吉都市計画道路 3・4・15号 下林願成寺線
- 人吉都市計画道路 3・4・16号 駒井田瓦屋線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

人吉市下林町字買本、字七麦田、字下大坪、字稻居田、温泉町字湯ノ本、字砂田、下薩摩瀬町字中島、字西町、上薩摩瀬町字園田、相良町字一丁田、宝来町字年ノ神、字下町、下青井町字下青井田、字下青井町、中青井町字上青井田、字下青井田、字萩原、上町、青井町字上青井町、駒井田町字駒井田、字戸亀、字大王、鍛冶屋町、紺屋町、南泉田町、青木下、字泉田、字新寺間、字後村、字辻、下新町、字新町、字大新、字二分、五日町、日町、九日町、新寺町、南町、麓町、田町、中林町、買本、字大牛房、字五分ノ一、上林町字陣ノ内、字山下、字大坪、字立石、字東端、瓦屋町字梅ヶ丸、字鳥越、字白田、字尾原、字立野、字杉前、字内白田、字後田、字宮ノ久保、字柳川、字与内山、字典子、字戸亀、合ノ原町字合ノ原、字野々下、字山入、鶴田町字鶴村、字染石、字会原、字鶴田、鬼木町字会原、字芦原、字鶴村、字高木、字川添、字小森、字北田、字善生院、字南久保田、字園田、字本白、北泉田町字園田、字木下、字中村、字後村、字鬼木ノ上、字高野、字杉園、願成寺町字杉園、字前田、字六坊、字門田、字鬼松、字天神林、字熊田口、字狩所、字地藏出、字下石清水、字上石清水、字二本松、字辻、字上ノ寺、字釜屋、城本町字大東、字戸亀、東間下町字田町、字大打添、字切通、字前田、字小字土、浪床町字切通、東間上町字前田の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課、熊本県球磨地域振興局土木部技術管理課、人吉市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、天草市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。
平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

- 本渡都市計画道路 3・4・1号 井手の原亀川線
- 本渡都市計画道路 3・4・2号 中村山仁田線
- 本渡都市計画道路 3・4・3号 瀬戸通山線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

天草市本渡町本戸馬場字井手の原、字法泉寺、字川原田、字下山仁田、字観音、字山仁田、丸尾町、北原町、今釜町、小松原町、大浜町、東浜町、栄町、南新町、太田町、亀場町亀川字下瀉、字大川尻、字下浜田、字浜田尻、字障子ノ瀬、字垣内、字藤の淵、字松尾、字榎木丸、字新涯、志柿町字郷内の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課、熊本県天草地域振興局土木部技術管理課、天草市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、天草市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画道路 3・4・4号 馬場大矢崎線
本渡都市計画道路 3・6・8号 本渡港山口線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
天草市浜崎町、北原町、八幡町、本渡町広瀬字川添、字中の丸、字代官田、字下友、栄町、諏訪町、古川町、川原町、本渡町本渡字丸田、字川端、字中山口、字梨の河内の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県天草地域振興局土木部技術管理課、天草市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第629号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、天草市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
牛深都市計画道路 3・5・1号 中央幹線
牛深都市計画道路 3・5・2号 真浦古久玉線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
天草市牛深町字新瀬崎、字大池田、字古久玉、字瀬崎、字崎町、字船津、字加世浦の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県天草地域振興局土木部技術管理課、天草市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、天草市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
牛深都市計画道路 3・5・3号 鬼塚牛深港線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
天草市牛深町字鬼塚、字浦川、字崎町、字新瀬崎の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県天草地域振興局土木部技術管理課、天草市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第631号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 1・3・1号 八代日奈久道路線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市大字川田西字七反田、字前田、字京坪、字七曲、字久木原、東片町字岩崎、字岡神、上片町字高取、字大平、妙見町字風蔵、字丸尾、字丸山、字長尾、字大平、字中宮平、字中宮、字寺山、字樺場、古麓町字新城、字上り山、豊原上町字小路、字遙拝、奈良木町字上野口、字うそ谷、字南正寺、字中野口、字寺追、字下野口、字東山田、字小谷、字西山田、字釜尾、字古壺焼、字亀ノ尾、字木下、平山新町字平山、字下山、字船河内、字東平山、字山領、字北割、字東割、字南割、字頭割、字江上割、敷川内町字春の田、日奈久大坪町字東碓江、字江塘下、日奈久新開町字磧下東割、字塘添、日奈久栄町、日奈久平成町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県八代地域振興局土木部技術管理景観課、八代市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・2・1号 八代臨港線
八代都市計画道路 3・4・2号 西幹線
八代都市計画道路 3・3・3号 北部幹線
八代都市計画道路 3・4・5号 東幹線
八代都市計画道路 3・5・7号 萩原出町線
八代都市計画道路 3・4・8号 八代港線
八代都市計画道路 3・3・9号 国道3号線
八代都市計画道路 3・3・12号 沖新開線
八代都市計画道路 3・2・24号 南部幹線
八代都市計画道路 3・4・30号 鏡有佐線
八代都市計画道路 3・4・31号 松橋鏡線
- 2 都市計画の変更（軽易な変更を除く）に係る土地の区域
八代市鏡町鏡字裏鶴、字清泉、字小柳、鏡町鏡村字福島、字今御堂、字清水、字新関、字浮池、字藤山、鏡町内田字安居、字水分、字徳永、鏡町上鏡字西浜無田の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県八代地域振興局土木部技術管理景観課、八代市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

熊本県公告第632号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画緑地 7号 神園山小山山緑地
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市小山六丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所技術管理課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

登載依頼**熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号**

熊本県屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成21年12月1日

熊本県土木部長

- 1 開催日時
平成21年12月3日（木）
午前10時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県屋外広告物条例の改正（条例第3条関係）
(2) 熊本県屋外広告物条例施行規則の改正（条例第6条第2項第1号、第2号及び第11条第1項関係）
(3) 道路沿線の禁止地域の指定について①（条例第3条関係）
(4) 道路沿線の禁止地域の指定について②（条例第3条関係）
(5) 鉄道沿線の禁止地域の指定について
(6) 熊本市と下益城郡城南町、鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県屋外広告物条例の改正について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局（熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班）
（電話096-333-2524（ダイヤルイン））